

「日興エボリューション」信託報酬率引き下げ（予定）のご案内

このたび予定している運用指図権限に係る委託契約の解除に関する約款変更が実施された場合、当ファンドに関する信託報酬率の総額および内訳が、下表のとおり変更となります。

なお、このたびの変更により、基準価額水準に応じて信託報酬率の総額が増減する報酬体系から、基準価額水準にかかわらず信託報酬率の総額が一律で変動しない報酬体系へ変更いたします。

■変更前

- 前営業日における基準価額が前計算期間末における基準価額を上回る場合

純資産総額	信託報酬率			
	総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	2.0475% (1.95%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.9450% (0.90%)	0.1050% (0.10%)
100億円超 1,000億円以下の部分			0.9975% (0.95%)	0.0840% (0.08%)
1,000億円超の部分			1.0500% (1.00%)	0.0630% (0.06%)

- 前営業日における基準価額が前計算期間末における基準価額と同額の場合

純資産総額	信託報酬率			
	総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.9530% (1.86%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.9450% (0.90%)	0.1050% (0.10%)
100億円超 1,000億円以下の部分			0.9975% (0.95%)	0.0840% (0.08%)
1,000億円超の部分			1.0500% (1.00%)	0.0630% (0.06%)

- 前営業日における基準価額が前計算期間末における基準価額を下回る場合

純資産総額	信託報酬率			
	総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.8585% (1.77%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.9450% (0.90%)	0.1050% (0.10%)
100億円超 1,000億円以下の部分			0.9975% (0.95%)	0.0840% (0.08%)
1,000億円超の部分			1.0500% (1.00%)	0.0630% (0.06%)

※いずれも表示は、「年率・税込」の率となります（括弧内は税抜です。）。

※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定され、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

※投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬の中から支払います。

■変更後

純資産総額	信託報酬率			
	総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.8585% (1.77%)	販売会社と 受託会社へ の配分を除 いたもの	0.9450% (0.90%)	0.1050% (0.10%)
100億円超 1,000億円以下の部分			0.9975% (0.95%)	0.0840% (0.08%)
1,000億円超の部分			1.0500% (1.00%)	0.0630% (0.06%)

※表示は、「年率・税込」の率となります（括弧内は税抜です。）。

※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定され、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。